

令和5年分 還付・確定申告のお知らせ

問合せ／上尾税務署 (☎048-770-1800)

確定申告が必要な方

自営業者・農家など

- 事業を営んでいる ●農業や不動産所得がある
 - 不動産所得がある
- ※所得合計額が所得控除合計額より低い方は申告不要

会社員などの給与所得者

- 給与収入が2,000万円を超える
- 給与所得以外の所得合計額が20万円を超える
- 2か所以上の会社から給与が支払われている

その他

- 土地や建物を売った
- 年の途中に退職し、年末調整を行っていない
- 医療費控除や住宅借入金等特別控除を受ける

申告に必要なもの

- 個人番号確認書類
- 本人確認書類
- 源泉徴収票や支払者の証明書
- 各種領収書又は控除証明書
- 医療費控除及びセルフメディケーション税制を受ける方は明細書
- 障害者控除の適用を受けられる方は、障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書を持参のうえ、申告時に提示してください
- 「確定申告のお知らせ」ハガキ（税務署からハガキが届いた方のみ）



注意事項

- 給与所得者・年金受給者は、支払元(者)が発行する源泉徴収票が必要です
- 医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける方は、医療を受けた方ごとに明細書を作成してください。また、領収書の日付が令和5年中であることを確認してください。なお、セルフメディケーション税制を受ける方は、必ず対象商品であることを確認してください
- 医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれか一方のみ選択(選択後の変更は不可)
- 国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できないため、日本年金機構(ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004・ナビダイヤル)にお問い合わせください
- 還付及び振替納税の口座の指定には、申告者本人名義の口座が必要です(所得税を振替納税される方は、令和6年4月23日(火)が振替日です。振替納税以外の方は、令和6年3月15日(金)が所得税の納期限です)

公的年金等の源泉徴収票が送付されます

昨年中の年金額や所得税額等をお知らせする「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構より順次送付されます。申告する場合は添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

紛失した場合は、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165・050)で始まる電話からは☎03-6700-1165)や年金事務所で再交付申請ができます(発送まで2週間程度かかることがあります)。なお、遺族年金・障害年金は非課税のため届きません。
問合せ／大宮年金事務所(☎048-652-3399)

要介護認定者の控除について

次の証明書又は認定書の提示が必要となります。事前に申請して交付を受けてください。

おむつ代の医療費控除

対象／要介護認定者で、認定時の主治医から常時おむつが必要と診断された方

証明書／初回は医師が発行したもの、2回目以降は市が発行したものでも可

障害者控除

対象／65歳以上の要介護認定者

認定書／障害者控除対象認定書

申込み・問合せ／介護保険課高齢福祉担当(内線2672)、吹上支所福祉グループ(☎548-1213)、川里支所福祉グループ(☎569-1111)

還付・確定申告、市・県民税申告の受付

問合せ／税務課特別徴収担当・普通徴収担当（内線2254～2257）

所得税の確定申告

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。申告書の作成・送信がe-Taxで完結できます。



市・県民税の申告

郵送での提出をお願いします。前年の状況から、申告が必要と思われる方へ1月下旬に申告書を送付します。届かない場合は、市HPからダウンロードしてください。なお、申告書には日中に連絡がつく電話番号を記載してください。所得税の確定申告書を提出した方は申告不要です。

会場での受付日

番号札配付／9時～12時、13時～15時

- 混雑緩和のため、なるべく1人での来場をお願いします ○e-Taxの利用はできません
○給与、公的年金、配当（分離を除く）、雑・一時所得など総合課税の簡易な申告の受付となります

種類	とき	ところ	対象地区（他の地区でも可）
還付申告	2月14日(水) 2月15日(木)	クリアこうのす	地区割なし
確定申告	2月16日(金)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
	2月19日(月)		富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	2月20日(火)		箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稻荷町、赤見台
	2月21日(水)		原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
確定申告、市・県民税の申告	2月22日(木)	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
	2月26日(月)		屈巢、関新田、新井、境、上会下
	2月28日(水)	吹上生涯学習センター	南、榎戸
	2月29日(木)		筑波、吹上本町、大芦
	3月1日(金)		吹上、吹上富士見
	3月4日(月)		榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿
	3月5日(火)		鎌塚、袋、前砂
3月6日(水)	下忍、明用、三町免、小谷		
市・県民税の申告	3月7日(木)	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
	3月8日(金)	箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稻荷町、赤見台
	3月12日(火)	あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
	3月13日(水)	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
	3月14日(木)		鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
	3月15日(金)		加美、宮地、東、天神、神明、逆川

注意事項／次の申告は上尾税務署での受付となります。市内会場及び税務課窓口では、申告書をすべて作成済みの場合のみお預かりして上尾税務署へ回送します

- ①青色申告 ②収支内訳書の記載のない事業所得、不動産所得 ③土地等の分離・総合譲渡所得 ④株式及び先物取引等の分離課税所得 ⑤退職所得を含む申告 ⑥住宅ローン控除を初めて受ける場合 ⑦雑損控除 ⑧過年分の申告 ⑨亡くなられた方の準確定申告 ⑩更正の請求・修正申告 ⑪贈与税・消費税



上尾税務署からのお知らせ

問合せ／上尾税務署(☎048-770-1800)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

2月16日(金)～3月15日(金)

受付＝8時30分～16時

※土・日・祝日等を除く。ただし、2月25日(日)は開設

入場には「入場整理券」が必要です。

国税庁公式LINEアカウントから事前発行又は当日配付します



例年、確定申告会場へ来場する半数近くの方が、書類不足のため再来場しています。来場の際は必要書類をよく確認してお越しく下さい。

ご利用ください！確定申告書等作成コーナー

確定申告には、e-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードや対応する端末があれば、自宅にしながら申告書を提出できます。詳しくは国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」や「動画で見る確定申告」をご覧ください。



▲確定申告書等作成コーナー



▲動画で見る確定申告

作成コーナーの操作に困ったら…

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901 (平日9時～17時)

マイナポータル連携でもっと便利に!

マイナポータル連携をすると、医療費の明細やふるさと納税、国民年金保険料のデータが自動入力されるため、申告書の作成がとってもカンタンに!

マイナンバーカードがあれば誰でも利用できます。



▲マイナポータル連携特設ページ

ふるさと納税金額の記載を忘れずに!

ふるさと納税ワンストップ特例を申請していても、確定申告をするときは、ふるさと納税の金額を寄附金控除として申告する必要があります。ふるさと納税をした方が医療費控除などのための確定申告をする際は、忘れずに記載しましょう。

固定資産税関係の手続きはお早めに

問合せ／税務課家屋担当(内線2263～2265)

住宅に一定の改修工事を実施したときは固定資産税が減額されます

以下の工事を行った場合、工事完了後3か月以内に申告することで、翌年度の固定資産税額が減税される場合があります。

- 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅への一定の耐震改修工事
- 平成26年4月1日以前に建てられた住宅への一定の省エネ改修工事
- 新築から10年以上経過した住宅への一定のバリアフリー工事

償却資産の申告は今月末までに行いましょう

令和6年1月1日現在、市内に看板・工作機械・パソコン等の事業用資産(償却資産)を所有している方などは、1月31日(水)までに償却資産の申告が必要です。

詳細は市HPをご覧ください

